

五島市三井楽市民プール指定管理者募集要項

令和8年8月

五 島 市 三 井 楽 支 所

市民三井楽プール指定管理者募集要項

1 目 的

この要項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び五島市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年五島市条例第54号。以下「手續条例」という。）の規定に基づき、市民三井楽プールの管理運営を行うもの（以下「指定管理者」という。）を募集するために必要な事項を定めるものです。

2 指定管理者の指定

市民三井楽プールの指定管理者については、手續条例第4条の規定に基づき、市民三井楽プールの管理運営を行わせるに最適な法人その他の団体（以下「団体」という。）を選定し、市議会の議決を経て指定管理者として指定します。

3 施設の概要

(1) 名 称 市民三井楽プール

(2) 所在地 五島市三井楽町濱ノ畔512番地3

(3) 建物その他設備の規模及び構造等

ア 建築構造	鉄筋コンクリート平屋建一部鉄骨造		
イ 敷地面積	3,201.0m ²		
ウ 建築面積	1,389.1m ²		
エ 施設の概要	1階1棟		
大人用プール	375.0m ²	(25m 7コース)	
小人プール	80.0m ²	ウォータースライダー	1基
男子更衣室	38.5m ²	女子更衣室	44.0m ²
子供更衣室	29.0m ²	トレーニング室	60.0m ²
観覧席	52.5m ²	事務室	32.2m ²
収容人員	100人		

4 応募資格

(1) 指定期間中、市民三井楽プールの管理運営を円滑かつ安定して実施できる団体であること。（法人格は、必ずしも必要ありません。）

(2) 団体又はその代表者が次に掲げる者に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 国税及び地方税を滞納している者

5 提出書類

申請書類に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類等は返却しません。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 市民三井楽プールの事業計画書（様式第2号）
- (3) 管理に係る収支計画書（様式第3号）
- (4) 市長が定める申請の資格を有していることを証する書類
 - ア 登記事項証明書、定款又はこれに相当する書類（法人以外の団体にあつては、代表者の身分証明書）
 - イ 前項第2号イ、ウ及びエに該当しない旨の申立書
 - ウ 国税及び地方税を滞納していないことを証する次に掲げる書類（ただし、納税義務が無い場合はその旨の申立書）
 - (ア) 市税の完納証明書
 - (イ) 県税の滞納のない証明書
 - (ウ) 消費税及び地方消費税の滞納のない証明書
- (5) 応募団体の概要を説明する書類
 - ア 定款又は登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、規約その他のこれらに相当する書類）
 - イ 役員の名簿及び履歴書
 - ウ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（当該事項を記載した法人等の概要書等）
 - エ 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (6) 応募団体の経営状況を説明する書類
 - ア 指定を申請する日（以下「申請日」という。）の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、規約その他のこれらに相当する書類）。ただし、申請日の属する事業年度に設立された団体にあつては、その設立時における財産目録
 - イ 申請日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度の事業報告書及び収支計算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (7) その他市長が必要と認める書類

6 選定の方法及び基準

- (1) 選定の方法

市長は、五島市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の意見を聴いて、書類審査等により選定します。
- (2) 選定基準
 - ア 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
 - イ 事業計画書の内容が、市民三井楽プールの効用を最大限に発揮するものであること。
 - ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
 - エ 収支計画書の内容が、市民三井楽プールの適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - オ プール運営事業に精通した事業者であると認められること。

7 管理運営の基本的な考え方

指定管理者は、市民三井楽プールを管理運営するに当たっては、関係法令、条例等のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市民三井楽プールの設置理念に基づき管理運営を行うこと。
- (2) 特定の団体及びグループ等に対して、有利又は不利になるような取扱いをしないこと。
- (3) 利用者の意見、要望等は、管理運営に反映させること。
- (4) 効果的かつ効率的な管理運営を行い、利用者の増及び経費の縮減に努めること。
- (5) 手続条例第11条に規定する個人情報の保護及び秘密の保持については、適切な管理を行うこと。

8 開館時間等

- (1) 開館時間 午前10時から午後8時まで

- (2) 休館日

(ア) 火曜日。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法による休日でない日とする。

(イ) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(ウ) 特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開場し又は休場することができる。

- (3) 市民三井楽プールの利用制限に関する事項

五島市民三井楽プール条例第7条各号に定める場合又は五島市が設置する公の施設に利用制限に関する条例（平成16年五島市条例第53号）の規定に該当する場合は、市民三井楽プールの利用を許可しないこと。

9 指定管理者が行う業務

- (1) 市民三井楽プールの運営に関する業務
- (2) 市民三井楽プールの施設、設備等の維持管理（改修に係るものを除く。）に関する業務
- (3) 市民三井楽プールの安全対策に関する業務
- (4) 事業報告に関する業務
- (5) その他市長が市民三井楽プールの管理上必要があると認める業務

10 利用料金等

- (1) 利用料金制度の採用

市民三井楽プールにおいては、地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制度を採用します。よって、利用料金は指定管理者の収入とします。

- (2) 利用料金の額

利用料金の額は、五島市民三井楽プール条例別表に定める金額の範囲内において、指定管理者が、市長の承認を得て定めます。

11 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までです。ただし、この期間は、市

議会の議決を経て決定することとなります。

1.2 経費等

指定管理者が行う業務に要する費用及びその支払方法については、市の会計年度ごとに締結する協定書で定めます。

収支計画策定時の重油単価については、143 円（R8.6 月現在単価）にて積算してください。

1.3 市と指定管理者の業務の区分及び責任分担

市と指定管理者の業務の区分は、別表第 1、責任分担は別表 2 のとおりとします。ただし、別表第 1 及び別表第 2 に定める事項で疑義がある場合又は定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、業務の区分及び責任分担を決定するものとします。

1.4 選定結果

選定結果は、令和 8 年 10 月下旬までに、応募した団体に文書で通知します。

なお、以下の項目について、指定管理者の候補者選定通知の日から 30 日の間、財政課契約管財班において縦覧により公表するものとします。

ただし、指定管理者の候補者選定に至らなかった場合については、公表しないものとします。

- (1) 応募団体（団体数及び団体の名称）
- (2) 審査日程（過程）
- (3) 審査方法（「選定評価表」等）
- (4) 応募団体の評価点数（総得点を審査した委員の数で除した平均点のみ。ただし、指定管理者の候補者以外の団体名は公表しません。）
- (5) 選定理由（不選定となった理由は公表しません。）

1.5 選定審査対象からの除外

次の要件のいずれかに該当する場合は、選定審査の対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) この要項に違反し、又は著しく逸脱したとき。
- (3) 提出期限までに必要な書類がそろわなかったとき。
- (4) その他不正行為があったとき。

1.6 協定の締結

指定管理者として選定された団体は、指定管理者の指定に関する議会の議決が得られた後、次の事項について、単年度の協定（以下「年度協定」という。）を締結するものとします。翌年度以降は、年度協定を毎年度締結します。

- (1) 協定期間
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 五島市が支払う管理に要する費用に関する事項
- (5) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 指定管理施設の管理の業務に関して知り得た個人情報の保護及び秘密の保持

に関する事項

(8) その他市長が市民三井楽プールの管理上必要と認める事項

17 指定の取消し等に関する事項

(1) 指定の取消し等

指定管理者が指定を受けた後に、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるときは、概ね次のとおりとします。

ア 指定管理者が地方自治法第244条の2第10項の指示に従わないとき。

イ 指定管理者がその管理する施設の設置目的に反した管理を行っていると認められるとき。

ウ 指定管理者がこの指定管理に関する協定書の規定に違反したとき。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）の適用その他指定管理者がその管理する施設の管理を引き続き行う財政能力がなくなつたと認められるとき。

オ 刑事事件その他の不祥事により指定管理者の信用が失墜したと認められるとき。

カ その他指定管理者がその管理する施設の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認めるとき。

(2) 指定の取消し等に伴う措置

指定管理者は、指定が取り消されたときは、違約金として原協定書又は当該指定が取り消された年度における変更協定書に規定する管理業務に対する指定管理料（指定期間開始前にこの協定を解除した場合は、指定管理の初年度における管理業務に係る指定管理料）の10分の1を市に支払わなければなりません。

ア 市は、実際に生じた損害が違約金の額を上回る場合は、別に損害賠償を請求することができる。

イ 指定管理者は、期間を定めて管理の業務の全部又は一部が停止されたときは、違約金を市に支払わなければならない。違約金は本項に定める範囲内で指定管理者に通知するものとする。

18 指定管理期間の見直しについて

市の事業見直し等により施設の廃止または中止が決まった場合、市と指定管理者は双方の協議のうえ指定管理期間を変更することができる。

19 応募方法

指定管理者指定申請書のほか、必要書類を添えて受付期間内に五島市三井楽支所地域振興班まで持参してください。郵送、ファックス等による受付はいたしません。

(1) 受付期間 令和8年8月3日（月）から令和8年8月31日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）

(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 受付場所 五島市三井楽町濱ノ畔1473番地1 五島市三井楽支所地域振興班

20 施設の視察及び説明会の開催

市民三井楽プールの視察、応募方法及び提出書類などについての説明会を下記のとおり開催します。参加人数は、1団体につき3人までとします。参加を希望する団体は、団体の名称、代表者氏名をあらかじめご連絡ください。

- (1) 開催日時 令和8年8月10日(月) 午前10時から
- (2) 開催場所 五島市三井楽支所 2階第1会議室
(説明会の後 施設の視察を実施)
- (3) 連絡先 五島市三井楽支所地域振興班
〒853-0692 五島市三井楽町濱ノ畔1473番地1
電 話 0959-84-3111
FAX 0959-84-2827
- (4) その他 質問事項は、令和8年8月20日(木)までに郵送又はファックスで提出してください。電話による質問の受け付けはいたしません。

21 参考資料

- (1) 地方自治法「抜粋」
- (2) 五島市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
- (3) 五島市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則
- (4) 五島市民三井楽プール条例
- (5) 五島市民三井楽プール条例施行規則

別表第1（第13項関係） 市と指定管理者の業務の区分

業務の種類	業務の内容	区分
運営管理	利用の許可	指定管理者
	利用許可の取消し	指定管理者
	受付、案内、利用の指導及び苦情対応	指定管理者
	利用の促進	指定管理者
	使用料金の徴収及び減免	指定管理者
	入館の制限	指定管理者
	利用者の記録及び統計事務	指定管理者
	原状回復に関する業務	指定管理者
	管理業務日誌等関係書類の作成	指定管理者
	物品、書類等の管理	指定管理者
	水泳に関する相談への対応	指定管理者
施設、設備等の 維持管理	施設、設備等の点検巡視	指定管理者
	火災、盗難、事故、事件等の予防などの安全管理	指定管理者
	館内清掃	指定管理者
	敷地内植栽の除草、剪定	指定管理者
	消防用設備の保守点検業務	指定管理者
施設、設備等の 整備	1件につき10万円（消費税を含む）未満の修繕	指定管理者
	施設、設備等の整備、改修及び大規模修繕	市
災害時対応	待機連絡体制の確保、被害の調査及び報告並びに 応急措置	指定管理者
	災害時の対策指示	市
	本格復旧	市

別表第2（第13項関係） 市と指定管理者の責任分担

種 類	内 容	負担者
法令等の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令等の変更	市
不可抗力	天災、暴動等による施設、設備等の復旧費及び業務の履行不能	市
物価及び金利の変動	急激な物価及び金利の変動に伴う経費の増	市
施設、設備等の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合	指定管理者
	上記以外の場合	市
物品、書類等の損傷及び紛失	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合	指定管理者
	上記以外の場合	市
第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合	指定管理者
	上記以外の事由により損害を与えた場合	市
事業終了時の費用	指定の期間が終了した場合又は指定を取り消した場合の指定管理者の撤収費用及び引継ぎに要する費用	指定管理者

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

改正

平成18年 3 月23日 条例第 3 号

平成18年 9 月27日 条例第47号

平成19年12月21日 条例第35号

令和 5 年 3 月31日 条例第 1 号

五島市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第4項の規定に基づき、本市が設置する公の施設に係る指定管理者（同条第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第 2 条 市長又は委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

2 市長等は、前項の規定により指定管理者を公募するときは、申請を受け付ける期間（以下「申請期間」という。）その他規則で定める事項を公告する。

(指定の申請)

第 3 条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に公の施設の事業計画書、管理に係る収支計画書その他規則で定める書類を添えて、申請期間内に市長等に申請しなければならない。

(選定の方法及び基準)

第 4 条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、申請をした団体（以下「申請者」という。）のうちから、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、公の施設の管理を行うに最も適切と認める団体を指定管理者となるべき団体（以下「候補者」という。）として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

(4) 収支計画書の内容が、公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(5) その他市長等が、公の施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものとして、当該公の施設の性質又は目的に応じて定める基準

2 市長等は、申請者が1団体である場合において、前項各号に掲げる選定の基準を満たすときは、当該申請者を候補者とする。

3 市長等は、申請期間内に申請者がいないとき又は前2項の規定による候補者がいないときは、再度、公募する。

(公募によらない候補者の選定)

第5条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定による公募によらず、本市が出資している法人、公共団体若しくは公共的団体又は候補者を選定しようとする時において現に指定管理者として当該公の施設の管理を行っている団体（第3項において「出資団体等」という。）を候補者とすることができる。

(1) 前条第3項の規定により再度公募したにもかかわらず申請者がいないとき。

(2) 前条第3項の規定による再度の公募に係る申請者に同条第1項各号に掲げる選定の基準を満たす団体がないと市長等が認めるとき。

(3) 公の施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。

(4) 公の施設の設置の目的、規模、機能等を考慮し、地域住民が管理を行うことが設置の目的の効果的な達成に資すると認められる公の施設であって規則で定めるものの指定管理者を選定するとき。

2 市長等は、現に指定管理者として公の施設の管理を行っている法人格を有しない団体が法人格を取得した場合であって、当該法人格を取得した団体が引き続き当該公の施設の指定管理者の指定を受けようとするときは、第2条の規定による公募によらず、当該法人格を取得した団体を候補者とすることができる。

3 市長等は、前2項の規定により候補者を選定するときは、あらかじめ第3条に規定する書類について出資団体等又は前項の法人格を取得した団体と協議を行い、前条第1項各号に掲げる選定の基準に照らし総合的に判断するものとする。

(指定管理者の指定の公告等)

第6条 市長等は、法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定を行ったときは、速やかにその旨を公告し、かつ、当該候補者に通知しなければならない。

(協定の締結)

第7条 指定管理者の指定を受けた団体は、指定を受けた公の施設（以下「指定管理施設」という。）の管理を行う期間（以下「指定期間」という。）その他規則で定める事項について、市長等と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 法第244条の2第7項の規定による事業報告書は、指定管理施設の管理の業務の実施状況その他管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項について作成し、市の毎会計年度終了後30日以内に市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、指定期間が満了し、又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは年度末を含む期間の業務の停止を命ぜられたときは、その指定期間の満了の日又は処分を受けた日から起算して30日以内に、当該年度分としてその指定期間の満了の日又は処分を受けた日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第9条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、法第244条の2第10項の規定に基づき、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をするものとする。

(指定の取消し等)

第10条 市長等は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずるものとする。

- (1) 前条の指示に従わないとき。
- (2) 正当な理由がなく、公の施設の利用を拒んだとき。
- (3) 公の施設の利用について、不当な差別的取扱いをしたとき。
- (4) その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、当該指定管理者による管理を継続することができないとき又は継続することが適当でないと市長等が認めるとき。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じて、市は、その賠償の責めを負わない。

3 第6条の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(個人情報保護及び秘密を守る義務)

第11条 指定管理者は、指定管理施設の管理の業務に関して知り得た個人情報の保護に関する法律

(平成15年法律第57号) 第2条第1項に規定する個人情報(以下この条において「保有個人情報」という。)を取り扱う場合については、同法第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が講ずる安全管理措置を確実に実施しなければならない。

- 2 指定管理者及び指定管理施設の業務に従事している者(以下この項において「従事者」という。)は、保有個人情報について個人情報の保護に関する法律第67条の義務を負うほか、指定管理施設の管理の業務に関して知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は自己の利益若しくは不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった指定管理施設の施設、設備等(以下「施設等」という。)を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失により指定管理施設の施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が指定管理者の責めに帰することができない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされていた公の施設については、施行日に指定管理者を指定する場合に限り、第2条から第5条までの規定にかかわらず、当該公の施設の管理受託者であった団体又は施行日に当該団体を承継する団体を候補者としてすることができる。

- 3 前項の規定による指定管理者の指定期間が満了する日は、他の条例の規定にかかわらず、平成18年3月31日(当該他の条例で定める指定期間が同日前に満了するときは、当該満了する日)以

前としなければならない。

附 則（平成18年 3 月23日条例第 3 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成18年 9 月27日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月21日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月31日条例第 1 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（五島市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 14 この条例の施行の際現に指定管理者である者若しくは指定管理施設の業務に従事している者又はこの条例の施行前において指定管理者であった者若しくは指定管理施設の業務に従事していた者に係る前項の規定による改正前の五島市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第11条第 2 項の規定による義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

改正

平成16年10月 7 日規則第204号

平成17年12月22日規則第66号

平成18年 9 月27日規則第35号

平成18年10月11日規則第41号

平成19年 3 月30日規則第16号

平成19年12月21日規則第45号

平成20年 3 月28日規則第11号

平成20年11月25日規則第37号

平成21年 1 月30日規則第 1 号

平成22年 3 月29日規則第 3 号

平成25年 3 月29日規則第 2 号

平成27年 3 月30日規則第 7 号

平成28年 3 月31日規則第 4 号

平成29年 3 月31日規則第 2 号

平成31年 3 月29日規則第 6 号

令和元年12月26日規則第16号

令和 2 年 3 月31日規則第10号

令和 2 年 3 月31日規則第15号

令和 2 年10月30日規則第36号

令和 4 年 3 月11日規則第 1 号

令和 4 年12月27日規則第39号

令和 6 年 3 月29日規則第14号

令和 6 年12月25日規則第36号

五島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、五島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年五島市条例第54号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集の公告)

第2条 条例第2条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
- (2) 申請の資格
- (3) 条例第3条の規定により申請書に添付すべき書類
- (4) 指定管理者の選定の基準
- (5) 指定管理者が行う管理の基準
- (6) 指定管理者が行う管理の業務の範囲及び具体的内容
- (7) 利用料金に関する事項
- (8) 指定管理者に公の施設の管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長又は委員会（以下「市長等」という。）が必要と認める事項

(指定の申請)

第3条 条例第3条の申請書は、指定管理者指定申請書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第3条の公の施設の事業計画書（様式第2号）及び管理に係る収支計画書（様式第3号）は、指定期間に属する市の各会計年度について作成するものとする。

3 条例第3条の規則で定める書類は、次のとおりとする。ただし、条例第5条の規定により公募によらないで指定管理者となるべき団体（以下「候補者」という。）の選定を行う場合においては、当該書類の一部を省略させることができる。

- (1) 市長等が定める申請の資格を有していることを証する書類
- (2) 当該団体の概要を説明する書類
 - ア 定款及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、規約その他のこれらに相当する書類）
 - イ 役員の名簿及び履歴書
 - ウ 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - エ 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (3) 当該団体の経営状況を説明する書類
 - ア 指定を申請する日（以下「申請日」という。）の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。ただし、申請日の属する事業年度に設立された団体にあつては、その設立時における財産目録とする。

イ 申請日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度の事業報告書及び収支計算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

（４） 前３号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類

（候補者の選定）

第４条 市長等は、条例第４条第１項若しくは第２項又は第５条第１項の規定により候補者を選定しようとするときは、第11条に規定する五島市指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。ただし、条例第５条第１項第４号の規定により候補者を選定しようとするときは、この限りでない。

２ 市長等は、候補者の選定を行ったときは、次の各号に掲げる者に対し当該各号に定める通知書により、速やかにその結果を通知するものとする。

（１） 候補者に選定された申請者（条例第３条の規定による申請をした団体をいう。以下同じ。）

指定管理者の候補者選定通知書（様式第４号）

（２） 候補者に選定されなかった申請者 指定管理者の候補者不選定通知書（様式第５号）

（公募によらない候補者の選定を行うことができる公の施設）

第５条 市長等は、条例第５条第１項第４号の規定により公募によらない候補者の選定を行うことができる公の施設を定め、又は変更しようとするときは、五島市指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

２ 条例第５条第１項第４号の規則で定める公の施設は、別表のとおりとする。

（法人格を取得した団体の選定の基準等）

第６条 市長等は、条例第５条第２項の規定により候補者を選定するときは、法人格を取得した団体（以下「法人格取得団体」という。）を次に掲げる基準に照らして総合的に審査し、選定するものとする。

（１） 法人格取得団体の役員の構成は、主として現に指定管理者として公の施設の管理を行っている法人格を有しない団体（以下「現指定管理者」という。）の役員で構成すること。

（２） 法人格取得団体の株主、社員、会員等は、主として現指定管理者の構成員であること。

（３） 法人格取得団体は、現指定管理者の資産並びに現指定管理者が管理している公の施設の管理及び運営に関する業務を引き継ぐものであること。

（４） その他市長等が、公の施設の設置の目的を達成するため当該公の施設の性質又は目的に応じて定める基準

２ 条例第５条第３項の規定により法人格取得団体と協議をするときは、現指定管理者が提出した

指定管理者指定申請書の内容に基づき行うものとする。

(指定の通知)

第7条 条例第6条の規定による通知は、指定管理者指定通知書(様式第6号)によるものとする。

(協定の締結)

第8条 条例第7条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 本市が支払うべき管理に要する費用に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (6) 指定管理施設の管理の業務に関して知り得た個人情報の保護及び秘密の保持に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(事業報告書の作成)

第9条 条例第8条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用者数、利用拒否等の件数及び理由その他の利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長等が定める事項

(変更事項の届出)

第10条 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長等に届け出なければならない。

(五島市指定管理者選定委員会の設置)

第11条 候補者の選定を公平かつ適正に行うため、五島市指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 候補者の選定に関すること。
- (2) 条例第5条第1項第4号の規則で定める公の施設の決定に関すること。

(委員会の組織)

第12条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は総務企画部長をもって、副委員長は総務企画部財政課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務企画部総務課長
- (2) 総務企画部政策企画課長
- (3) 福祉保健部社会福祉課長
- (4) 福祉保健部長寿介護課長
- (5) 地域振興部文化観光課長
- (6) 産業振興部農林課長

- 4 前項に規定するもののほか、教育委員会事務局教育総務課長の職にある者を教育委員会と協議のうえ、委員に委嘱する。

(委員会の委員長及び副委員長の職務)

第13条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第14条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及び副委員長が共に欠けたときは、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第4項の規定による除斥のため過半数に満たないときは、この限りでない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長、副委員長及び委員は、自己又はその親族が役職員となっている団体に関する事案については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席して発言することができる。

(委員会の審議の手続)

第15条 主務課長は、第11条第2項各号に掲げる事項について委員会に付議しようとするときは、委員会が定める書類を提出しなければならない。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、主務課長に対し、資料の提出を求めることができる。
- 3 審議事案の主務課長は、会議に出席して関係事案について説明しなければならない。

(委員会の審議結果の報告)

第16条 委員会は、審議が終わったときは、速やかにその結果を市長等に報告しなければならない。

(委員会会議録の作成)

第17条 委員長は、会議録を作成し、開会の日時及び場所、出席委員等の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。

(委員会の庶務)

第18条 委員会の庶務は、総務企画部財政課において処理する。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

この規則は、平成16年8月1日から施行する。

附 則 (平成16年10月7日規則第204号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年12月22日規則第66号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年9月27日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年10月11日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第16号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月21日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日規則第11号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成20年11月25日規則第37号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成21年1月30日規則第1号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年 3 月29日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日規則第 2 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月30日規則第 7 号）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日規則第 4 号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日規則第 2 号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日規則第 6 号）

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年12月26日規則第16号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月31日規則第10号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月31日規則第15号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年10月30日規則第36号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月11日規則第 1 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年12月27日規則第39号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月29日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年12月25日規則第36号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

名称	所在地
布浦集会所	五島市玉之浦町布浦114番地 9
前島地区集会室	五島市奈留町泊399番地11
貝津老人憩の家	五島市三井楽町貝津69番地 2
下大津住民センター	五島市下大津町804番地 1
上大津住民センター	五島市上大津町80番地
三尾野住民センター	五島市三尾野三丁目 4 番 5 号
松山住民センター	五島市松山町111番地 1
野々切住民センター	五島市野々切町73番地 2
赤島住民センター	五島市赤島町446番地
黄島住民センター	五島市黄島町26番地
伊福貴住民センター	五島市伊福貴町376番地 2
黒瀬住民センター	五島市富江町山手791番地15
琴石住民センター	五島市富江町長峰1406番地 2
太田住民センター	五島市富江町長峰524番地
岐宿住民センター	五島市岐宿町岐宿2301番地 1
楠原住民センター	五島市岐宿町楠原438番地 2
川原住民センター	五島市岐宿町川原586番地 1
山内住民センター	五島市岐宿町中嶽1258番地 4
小川生活館	五島市玉之浦町小川979番地、980番地
中須生活館	五島市玉之浦町中須573番地 1
嶽生活館	五島市三井楽町嶽1369番地
浜窄生活館	五島市三井楽町濱窄87番地 2
高崎生活館	五島市三井楽町高崎676番地先
中岳坂之上墓地	五島市岐宿町中嶽441番地 1 から441番地 4 まで、478番地 10及び478番地51
中岳南部栗畠墓地	五島市岐宿町中嶽1984番地 2
山下多目的集会施設	五島市富江町山下283番地 5

山崎多目的集会施設	五島市富江町岳1946番地 2
狩立営農研修施設	五島市富江町狩立42番地 2
岳営農研修施設	五島市富江町岳732番地
波砂間営農研修施設	五島市三井楽町波砂間229番地 2
丸子地区構造改善センター	五島市富江町長峰3752番地 1
女亀地区構造改善センター	五島市富江町土取808番地 1
山手地区構造改善センター	五島市富江町山手373番地
田尾地区構造改善センター	五島市富江町田尾1169番地
田ノ江地区構造改善センター	五島市富江町松尾512番地 3
横ヶ倉地区構造改善センター	五島市富江町松尾1704番地
土取地区構造改善センター	五島市富江町土取1596番地 4
繁敷地区集会施設	五島市富江町繁敷750番地 2
荒川集会所	五島市玉之浦町荒川130番地 9 及び131番地 2
幾久山集会所	五島市玉之浦町幾久山469番地
上の平集会所	五島市玉之浦町上の平1376番地 1
里集落センター	五島市三井楽町濱ノ畔1420番地10
富江漁村センター	五島市富江町富江528番地18
嵯峨島漁村センター	五島市三井楽町嵯峨島 7 番地先
正山漁村センター	五島市三井楽町濱ノ畔1001番地14
柏漁村センター	五島市三井楽町柏849番地13
岐宿漁村センター	五島市岐宿町岐宿1257番地 1
小浦漁船保全施設	五島市玉之浦町玉之浦330番地21
小浦集会所	五島市玉之浦町玉之浦230番地 1
玉之浦健康管理増進施設	五島市玉之浦町大宝973番地 1
向小浦集会所	五島市玉之浦町玉之浦154番地70
丹奈集会所	五島市玉之浦町丹奈48番地 1

年 月 日

（宛先）（市長等）

（団体住所）

（団体名）

（代表者氏名）（※）

（※）代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

このことについて、下記のとおり五島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により申請します。

記

1 指定を受けようとする施設名

2 添付書類

（1）公の施設の事業計画書

（2）管理に係る収支計画書

（3）市長等が定める申請の資格を有していることを証する書類

（4）応募団体の概要を説明する書類

ア 定款及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、規約その他のこれらに相当する書類）

イ 役員の名簿及び履歴書

ウ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（当該事項を記載した法人等の概要書等）

エ 現に行っている業務の概要を記載した書類

（5）応募団体の経営状況を説明する書類

ア 指定を申請する日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。ただし、申請する日の属する事業年度に設立された団体にあつては、その設立時における財産目録

イ 申請する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度の事業報告書及び収支計算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

（6）その他市長等が必要と認める書類

※ 提出の際は、書類名は固有名詞に置き換えること。

事業計画書

1 事業の内容

(1) 管理施設の内容

※フロー別の内容等

(2) 事業の具体的内容

※施設で行おうと考えている事業の内容

(3) 事業実施のための人員配置等

※上記事業を行うのに必要な人員とその配置計画

2 実施計画

事業 種別	事業の年度ごとの見込み									
	年度		年度		年度		年度		年度	
	時 期	利 用 見込み	時 期	利 用 見込み	時 期	利 用 見込み	時 期	利 用 見込み	時 期	利 用 見込み
計										

管 理 に 係 る 収 支 計 画 書

1 収入の部

(単位：千円)

収入の区分		年 度 ご と の 見 込 み				
		年度	年度	年度	年度	年度
事業に係る収入	利用料金等					
	受託料等					
	計					
事業以外の収入						
	計					
収入合計						

2 支出の部

(単位：千円)

支出の区分		年 度 ご と の 見 込 み				
		年度	年度	年度	年度	年度
事業に係る支出						
	計					
事業以外の支出						
	計					
支出合計						

3 収支の見込み

(単位：千円)

収支の区分		年 度 ご と の 見 込 み				
		年度	年度	年度	年度	年度
事業に係る収支						
事業以外の収支						
収支の合計						

第 号
年 月 日

団体名

代表者

様

（市長等）

印

指定管理者の候補者選定通知書

このことについて、下記の公の施設に係る指定管理者の候補者として選定したので、五島市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第4条第2項第1号の規定により通知します。

記

- 1 指定管理を行わせる施設の名称
- 2 管理を行わせる業務の範囲

第 号
年 月 日

団体名

代表者

様

（市長等）

印

指定管理者の候補者不選定通知書

このことについて、下記の公の施設に係る指定管理者の候補者に選定されなかった
ので、五島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第4条
第2項第2号の規定により通知します。

記

1 施設の名称

2 理由

第 号
年 月 日

団体名

代表者 様

（市長等）

印

指 定 管 理 者 指 定 通 知 書

このことについて、下記の公の施設に係る指定管理者として指定したので、五島市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により通知します。

記

- 1 指定管理を行わせる施設の名称
- 2 施設の位置
- 3 管理を行わせる業務の範囲
- 4 指定の期間
- 5 協定書の締結

改正

平成17年 3 月29日 条例第27号

平成18年 3 月23日 条例第16号

平成18年 9 月27日 条例第52号

平成26年 3 月28日 条例第 6 号

平成27年 3 月30日 条例第21号

令和元年 7 月12日 条例第 1 号

令和元年 9 月30日 条例第15号

五島市民三井楽プール条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、市民三井楽プール（以下「市民プール」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び位置)

第 2 条 市民の健康を増進し、体育及びレクリエーションの普及並びにその振興を図るため、市民プールを五島市三井楽町濱ノ畔512番地 3 に設置する。

(指定管理者による管理)

第 3 条 市民プールの管理は、地方自治法第244条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、法令の定めるところにより市長のみの権限に属する事務を除き、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 市民プールの運営に関する業務

(2) 市民プールの施設、設備等（以下「施設等」という。）の維持管理（大規模な改修に係るものを除く。）に関する業務

(3) その他市長が市民プールの管理上必要があると認める業務

3 指定管理者に市民プールの管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）は、5 年以内とする。ただし、指定期間満了後の再指定を妨げない。

(開場時間)

第4条 市民プールの開場時間は、午前10時から午後8時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(休場日)

第5条 市民プールの休場日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開場し、又は休場することができる。

(1) 火曜日。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法による休日でない日とする。

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項ただし書の規定により臨時に開場し、又は休場しようとするときは、あらかじめ市民プールにその旨を掲示するものとする。

(利用の許可)

第6条 市民プールを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、市民プールの管理上必要があると認めるときは、前項の許可について条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市民プールの利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 市民プールの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) その他市民プールの管理上支障があるとき。

(利用料金)

第8条 市民プールの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第10条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外利用等の禁止)

第11条 利用者は、許可を受けた目的以外に市民プールを利用し、又は市民プールを利用する権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (2) 利用の許可の内容又は利用の許可に付された条件に違反したとき。
- (3) 第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定による処分によって利用者に損害が生じても、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(入場の制限)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、市民プールへの入場を拒み、又は退場を命ずるものとする。

- (1) 感染性の疾病にかかっていると認められる者
- (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者又はこれらのおそれがある物品若しくは動物を携行する者
- (3) 市民プールの秩序を乱すおそれがあると認められる者
- (4) その他市民プールの管理上支障があると認められる者

(原状回復義務)

第14条 利用者は、市民プールの利用を終了したとき、又は第12条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止され、若しくは制限されたときは、その利用しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、指定管理者が代わって行い、その費用を利用者から徴収する。

(損害賠償義務)

第15条 利用者は、故意又は過失により市民プールの施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が利用者の責めに帰することができない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、三井楽町町民プール設置及び管理に関する条例（平成5年三井楽町条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成17年3月29日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、次に掲げる条例の規定は、平成16年8月1日から適用する。

(1)～(22) 略

(23) 第24条の規定による改正後の五島市民三井楽プール条例第3条第2項、第10条ただし書及び別表備考の規定

(24)～(28) 略

附 則（平成18年3月23日条例第16号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第6条第1項の規定による許可を受けている者は、改正後の第6条第1項の規定による許可を受けたものとみなす。

附 則（平成18年9月27日条例第52号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に納付すべきであった使用料については、

なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に有している改正前の別表に規定する個人年会員券（施行日以後に有効期限の到来するものに限る。）は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。

- 4 前項の規定により効力を失った個人年会員券を有する者に対しては、施行日から当該個人年会員券の有効期限が到来する日までの日数に応じて、使用料を還付する。

（準備行為）

- 5 第1項の規定にかかわらず、改正後の第8条第2項の規定による利用料金の承認の申請その他の市民三井楽プールの管理を指定管理者に行わせるために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成26年3月28日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例（第11条及び第65条の規定によるものを除く。）の規定は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）以後に納付すべきものについて適用し、施行日の前日までに納付すべきものについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月30日条例第21号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月12日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）以後に納付すべきものについて適用し、施行日の前日までに納付すべきものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月30日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第8条関係）

1 一般料金（1回）

区分	大人	高齢者（65歳以上）	高校生	小中学生	3歳以上の未就学児童
金額	310円	210円	210円	100円	100円

2 会員料金

プール会員	会員登録 (入会時のみ)	会員料 (月額)		
	3,670円	6,810円		
スイミングスクール 会員	会員登録 (入会時のみ)	フリー (月額)	週1回コース (月額)	週2回コース (月額)
	2,620円	9,430円	6,810円	7,860円

備考

- 「プール会員」とは、プールを何度でも利用することができる会員をいう。
- 「スイミングスクール会員」とは、プール及びプールで行われるスイミングスクールを利用する会員をいう。
- 会員料金については、プール会員及びスイミングスクール会員の入会がその月の15日以前の場合は全額とし、16日以後のときは半額とする。
- 未就学児童の利用については、保護者同伴を原則とする。

五島市民三井楽プール条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、五島市民三井楽プール条例（平成16年五島市条例第248号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開場時間の変更)

第2条 条例第4条ただし書の規定による承認の申請は、市民三井楽プール開場時間変更承認申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 市長は、前項の承認をしたときは、市民三井楽プール開場時間変更承認書（様式第1号）を指定管理者（条例第3条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に交付するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者が緊急の必要により開場時間を変更したときは、同項の申請書に準じた方法により速やかに報告するものとする。

(休場日の変更)

第3条 条例第5条第1項ただし書の規定による承認の申請は、市民三井楽プール休場日変更承認申請書（様式第2号）により行うものとする。

2 市長は、前項の承認をしたときは、市民三井楽プール休場日変更承認書（様式第2号）を指定管理者に交付するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者が緊急の必要により臨時に開場し、又は休場したときは、同項の申請書に準じた方法により速やかに報告するものとする。

(申請書等の様式)

第4条 指定管理者は、市長の承認を得て、利用の許可の申請その他市民三井楽プール（以下「市民プール」という。）の利用に係る申請書等の様式を定めるものとする。

(利用料金の承認)

第5条 条例第8条第2項の規定による承認の申請は、市民三井楽プール利用料金承認申請書（様式第3号）により行うものとする。

2 市長は、前項の承認をしたときは、市民三井楽プール利用料金承認書（様式第3号）を指定管理者に交付するものとする。

3 前2項の規定は、承認された利用料金を変更する場合について準用する。

(利用料金の減免)

第6条 条例第9条の規定による利用料金の減額又は免除は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、その納付すべき利用料金の額に同表の右欄に定める率を乗じて得た額（その乗じて得た額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）について行うものとする。

（利用料金の還付）

第7条 天災地変その他市民プールを利用する者（以下「利用者」という。）の責めに帰することができない理由により市民プールを利用しなかったときは、条例第10条ただし書の規定により、既に納付された利用料金の全額を還付するものとする。

（利用料金等の掲示）

第8条 指定管理者は、利用料金、利用者及び入場者が守るべき事項その他必要な事項を市民プールの見やすい場所に掲示しておかなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に五島市岐宿B＆G海洋センター条例施行規則等を廃止する規則（平成27年五島市教育委員会規則第6号）の規定による廃止前の五島市民三井楽プール条例施行規則（平成16年五島市教育委員会規則第50号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別表（第6条関係）

減免の要件		減免の率
1	市が主催する行事に利用する場合	100分の100
2	市内の官公署、公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする団体が、その目的のため直接利用する場合	100分の100
3	その他市長が必要と認める場合	100分の50

様式第1号（第2条関係）

市民三井楽プール開場時間変更承認申請書（承認書）

年 月 日

（宛先）五島市長

（指定管理者）住 所

団 体 名

代表者氏名 ㊟

五島市民三井楽プール条例第4条ただし書の規定に基づき、次のとおり開場時間を変更したいので申請します。

開場時間を変更する日	
変 更 後 の 開 場 時 間	
変 更 前 の 開 場 時 間	
理 由	

※ 承認書

開場時間の変更について、上記のとおり承認します。

年 月 日

五島市長 ㊟

○ 備考

様式第2号（第3条関係）

市民三井楽プール休場日変更承認申請書（承認書）

年 月 日

（宛先）五島市長

（指定管理者）住 所

団 体 名

代表者氏名 ㊟

五島市民三井楽プール条例第5条第1項ただし書の規定により、次のとおり休場日
を変更したいので申請します。

変 更 後 の 休 場 日	
変 更 前 の 休 場 日	
理 由	
※ 承認書 休場日の変更について、上記のとおり承認します。 年 月 日 五島市長 ㊟ ○ 備考	

様式第3号（第5条関係）

市民三井楽プール利用料金承認申請書（承認書）

年 月 日

（宛先）五島市長

（指定管理者）住 所

団 体 名

代表者氏名 印

五島市民三井楽プール条例第8条第2項の規定に基づき、次のとおり利用料金を定めたいので申請します。

利 用 料 金	
※ 承認書 利用料金について、上記のとおり承認します。 年 月 日 五島市長 印 ○ 摘要	

備考 利用料金が五島市民三井楽プール条例別表に定める額と同じである場合は、利用料金の欄に「条例別表に定める利用料金」と記入してください。